

神奈川県行政書士会表彰委員会規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士会会則第 5 4 条第 3 項に基づき、表彰委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 委員会は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）の個人会員、本会に勤務する事務局職員及び会員が補助者として本会に届け出ている者につき表彰を実施するにあたり、被表彰者及びその者の表彰方法を決定して、これを会長に報告することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の構成により組織する。

委員長	1 人
副委員長	2 人以内
委員	17 人以内

(選 任)

第 4 条 委員長は、会長が指名した副会長とし、副委員長及び委員は、委員長の推薦によって理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 委員長、副委員長及び委員の任期は、会則第 2 3 条の規定を準用する。

(被表彰者の区分)

第 6 条 委員会は、次の区分に従って被表彰者を決める。

- (1) 本会の個人会員
- (2) 本会の事務局職員
- (3) 本会会員の補助者で届け出された者

(被表彰者の資格)

第 7 条 表彰の基準は、委員会において定める。

(被表彰者の推薦及び調査)

第 8 条 委員会は、会員に対し、被表彰者の推薦を求め報告させることができる。

2 前項の推薦があったときは、推薦理由につき、本会に備える書類等を閲覧調査し、又は推薦者に照会することができる。

(表彰方法の決定)

第 9 条 委員会は、被表彰者及びその表彰方法が決ったときは、書面により速やかにこれを会長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、昭和 5 1 年 8 月 1 4 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 5 5 年 9 月 1 6 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年6月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年12月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年3月12日から施行する。